

裁 決 書

審査請求人

同代理人

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成24年6月15日付けで提起された[redacted]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第12条第2号の移送に係る生活保護費（以下「移送費」という。）の不支給決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分庁がした本件処分は、これを取り消す。

理 由

1 請求人の主張

請求人の請求の趣旨は、処分庁がした平成24年5月8日付けの本件処分の取消しを求めるもので、その理由は、次の点にあると解される。

- (1) 処分庁は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-2-(7)-ア-(サ)及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第7の30に掲げる場合のいずれにも該当しないことを理由に本件処分をしているが、これらの通知の運用に誤りがある。
- (2) [redacted]にある[redacted]住宅への転居については、生活保護の申請前から予定していたもので、高齢で、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（身体障害者障害程度等級4級）の交付及び介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定（要介護1）を受けている生活保護受給者である請求人の母親の介護と日常生活の面倒を見るためのものである。

- (3) 転居することを認めながら処分庁の指導指示に基づいているものでなければ移送費の支給を認定しないのであれば、生活保護受給者の転居を実質的に否定したものと同じである。請求人の申請を自己都合として退けることは、請求人の文化的最低限度の生活を否定するものと言わざるを得ない。
- (4) 処分庁が弁明書で、「請求人の母と同居できるようにするための入籍であった」、「当初から母と同居するという目的で企図されていた」又は「入居条件を満たすため、長い内縁関係から一転して昨年妻を籍に入れたことからもうかがえるように、計画的に行動していることは明らかである」と請求人が悪質極まりない人格の持ち主であるかのごとき弁明をしており、処分庁は、市民を全く信頼していない。
- (5) 請求人は、移送費の支給を請求したものであり敷金の支給を請求したものではないため、課長通知問第7の30に掲げられている場合に該当するかということは、本件と無関係である。

2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由として次のとおり述べている。

- (1) 移送費と敷金等の支給の可否は、同一基準で判断することが望ましいと考えられる。そのため、敷金等の支給の可否の判断基準である局長通知第7-4-(1)-カの「転居に際し、敷金等を必要とする場合」に該当するか否かで、まず判断した。請求人夫婦は、生活保護申請時から夫婦であるにもかかわらず同居していなかったことから、課長通知問第7の30-10の「世帯人員からみて著しく狭隘であると認められる場合」に該当しない。また、請求人の母親が、高齢で、かつ、身体障害があるとともに、要介護認定を受けているため、課長通知問第7の30-15の「双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合」に該当したとしても、転居に際して敷金が必要となることが要件である。そのため、請求人の母親が敷金を支払い、請求人夫婦を迎え入れての転居は、移送費の支給対象とならない。
- (2) 請求人の[]にある[]住宅への転居は、処分庁の指導指示に基づいておらず、自己都合によるものである。また、請求人は、[]住宅の入居に際してその入居条件を満たすために請求人の妻と籍を入れたことからもうかがえるように計画的に行動している。したがって、局長通知第7-4-(1)-ア-（サ）の「被保護者が転居する場合（略）で、真にやむを得ないとき」にも該当しないと判断した。
- (3) (1) 及び (2) のとおり、本件処分については、適法かつ正当に処理されており、請求人の主張には何ら理由がない。

3 審査庁の判断

転居に伴う移送費が支給される場合として、局長通知第7-2-(7)-ア

一（サ）において、「被保護者が転居する場合（略）で、真にやむを得ないとき」と定められている。

処分庁は、転居に伴う移送費の支給の可否の決定に当たり、敷金等の支給の可否を決定する基準と同一基準で判断することが望ましいとして、転居に際し必要とした敷金等が支給される場合を定めた課長通知問第7の30を参照し、そこで掲げられている場合に該当しないことをもって本件処分を行っている。

しかし、本件は、転居に際して敷金等を要しない場合であることから、課長通知問第7の30に掲げられている場合に該当するか考慮する必要はなく、請求人の転居が「真にやむを得ないとき」に該当するか否かについて判断すべきである。

本件において、請求人は、別世帯である請求人の[]が居住する[]の[]住宅に転居している。請求人の母親は、[]と高齢であるとともに、身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳（身体障害者障害程度等級4級）の交付及び介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定（要介護1）も受けている。このような請求人の母親の状態を鑑みれば、請求人の母親の日常的介護のための請求人の転居は、「真にやむを得ないとき」に該当すると判断することが相当である。

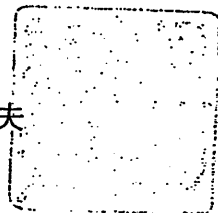
なお、処分庁は、本件処分において、処分庁の指導指示に基づかない転居であること及び請求人が計画的に転居したことをもって「真にやむを得ないとき」に該当しないと判断している。しかし、母親の介護のために転居するという意思決定は、親子や親族間等で決められる事柄であるため、処分庁の指導指示になじまないのは当然である。さらに、処分庁は、請求人が[]住宅への入居条件を満たすために、妻を籍に入れたことを根拠に計画的に転居したものと判断しているが、そのことをもって支給の可否を判断することは妥当ではない。

以上、請求人の本件審査請求は、理由がある。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成25年9月6日

熊本県知事 蒲島郁夫



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。ただし、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした処分庁の所属する[]を被告として（[]が被告の代表者となります。）本件処分の取消しの訴えを、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。